

(別紙)

令和8年度 胎内市結婚新生活支援事業補助金

★申請要件となる講座等コンテンツについて★



補助金申請の要件となるコンテンツ(動画等)の一例を紹介します。

本補助金を申請予定のご夫婦は、以下の①～④いずれかの講座受講等を実施していただく必要があります。

①ライフデザイン支援講座

(例) 新潟県作成 web ページ

「にいがたライフデザイン これからのために人生の設計図を描こう。」



詳細はコチラから ➡



<https://niigata-lifedesign.com/>

こちらのページで、ライフデザインを描いてみましょう。

②プレコンセプションケアに関する講座

(例) 国立成育医療センターweb ページ内・YouTube 動画 (約9分10秒)

「プレコンセプションケア啓発講座 2022」



詳細はコチラから ➡



<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/>

③共家事・子育てに関する講座

(例) 新潟県作成 YouTube 動画 (約2分20秒)

「一緒にやって一緒にスマイル にいがたでトモカジ&トモイク はじめての共家事・育児児講座」



詳細はコチラから ➡



<https://youtu.be/7csITl6xA0s>

④医療機関への妊娠・出産に関する相談

今年度中に医療機関や保健師等に、妊娠・出産に関する相談を実施したことがある場合、補助金の要件となる各講座の受講に相当するものとして、補助金の申請をすることができます。

ここで紹介のコンテンツは一例です。その他、赤ちゃんふれあい体験への参加や、お勤め先等で要件に相当する内容の講座を受けたなど、こちらに掲載のコンテンツ以外でも該当になる場合がありますので、ご相談ください。